

水戸市工事等の請負契約に係る最低制限価格を設ける入札に関する要領新旧対照表

財務部契約検査課

現 行	改 正
(定義) 第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 工事 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号。以下「規程」という。）第2条第10号に規定する工事をいう。 (2) コンサルタント業等 規程第2条第11号に規定する委託業務のうち別表第1第2項に係るものをいう。 (最低制限価格を設ける工事等) 第3条 財務規則第118条第1項の規定に基づき最低制限価格を設ける工事又はコンサルタント業等（以下「工事等」という。）の請負契約は、次の各号に掲げる工事等の請負契約とする。 (1) 競争入札による契約予定金額が130万円以上5,000万円未満の工事	(定義) 第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 工事 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号。以下「規程」という。）第2条第2号に規定する工事をいう。 (2) コンサルタント業等 規程第2条第3号に規定する委託業務のうち別表第1第2項に係るものをいう。 (3) 最低制限基礎額 最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。 (4) ランダム係数 乱数を使用して0.9950から1.0050の範囲内で無作為に決定する数（少数点以下第4位までの算出）をいう。 (適用の対象) 第3条 財務規則第118条第1項の規定に基づき最低制限価格を設ける工事又はコンサルタント業等（以下「工事等」という。）の請負契約は、次の各号に掲げる工事等の請負契約とする。 (1) 競争入札による契約予定金額が130万円以上1億円（建築工事にあつて

(2)

(略)

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（見積り等に基づき予定価格を算定する工事等にあつては、当該見積り等に基づき定める額）にランダム係数（乱数を使用して、0.9950 から 1.0050 の範囲内で無作為に決定する数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額。以下「最低制限価格基礎額」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該額を切り捨てた額）とする。

は、1 億 2,000 万円）未満の工事で総合評価方式を適用しない工事

(2)

(略)

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、最低制限基礎額の 110 分の 100 に相当する額にランダム係数を乗じて算出した価格（1,000 円未満切捨て）に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合の最低制限価格は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 工事 最低制限価格は予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内とし、上記により算出した価格が予定価格の 10 分の 9.2 を超える場合にあつては、予定価格の 110 分の 100 に相当する額に 10 分の 9.2 を乗じて算出した価格（1,000 円未満切捨て）に 100 分の 110 を乗じて得た額とし、10 分の 7.5 に満たない場合にあつては、予定価格の 110 分の 100 に相当する額に 10 分の 7.5 を乗じて算出した価格（1,000 円未満切捨て）に 100 分の 110 を乗じて得た額

(2) 測量 最低制限価格は予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8.2 の範囲内とし、上記により算出した価格が予定価格の 10 分の 8.2 を超える場合にあっては、予定価格の 110 分の 100 に相当する額に 10 分の 8.2 を乗じて算出した価格（1,000 円未満切捨て）に 100 分の 110 を乗じて得た額とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては、予定価格の 110 分の 100 に相当する額に 10 分の 6 を乗じて算出した価格（1,000 円未満切捨て）に 100 分の 110 を乗じて得た額

(3) 土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント等 最低制限価格は予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8.1 の範囲内とし、上記により算出した価格が予定価格の 10 分の 8.1 を超える場合にあっては、予定価格の 110 分の 100 に相当する額に 10 分の 8.1 を乗じて算出した価格（1,000 円未満切捨て）に 100 分の 110 を乗じて得た額とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては、予定価格の 110 分の 100 に相当する額に 10 分の 6 を乗じて算出した価格（1,000 円未満切捨て）に 100 分の 110 を乗じて得た額

(4) 地質調査 最低制限価格は予定価格の 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲内とし、上記により算出した価格が予定価格の 10 分の 8.5 を超える場合にあっては、予定価格の 110 分の 100 に相当する額に 10 分の 8.5 を乗じて算出した価格（1,000 円未満切捨て）に 100 分の 110 を乗じて得た額とし、3 分の 2 に満たない場合にあっては、予定価格の 110 分の 100 に相当する

額に3分の2を乗じて算出した価格(1,000円未満切捨て)に100分の110を乗じて得た額

(最低制限基礎額の設定)

第4条の2 最低制限基礎額は、次の各号に定める額に100分の110を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

(1) 工事 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア 建築工事(電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。) 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額(1円未満切捨て)、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額(1円未満切捨て)、現場管理費の額に直接工事費の額の100分の10の額を加えた額に100分の90を乗じて得た額(1円未満切捨て)及び一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額(1円未満切捨て)を合計した額

イ 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費の額に100分の80を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額(1円未満切捨て)、共通仮設費の額に100分の90を乗じて

(1) 工事 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア 建築工事(電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。) 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)、共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)、現場管理費の額に直接工事費の額の100分の10の額を加えた額に100分の90を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)及び一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)を合計した額

イ 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費の額に100分の80を乗じて得た額に100分の97を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り

捨てた額), 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 (当該額に 1 円未満の端数が生じたときは, 当該端数を切り捨てた額), 現場管理費の額に直接工事費の額の 100 分の 20 の額を加えた額に 100 分の 90 を乗じて得た額 (当該額に 1 円未満の端数が生じたときは, 当該端数を切り捨てた額) 及び一般管理費の額に 100 分の 68 を乗じて得た額 (当該額に 1 円未満の端数が生じたときは, 当該端数を切り捨てた額) を合計した額

ウ ア及びイに掲げる工事以外の工事 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額 (当該額に 1 円未満の端数が生じたときは, 当該端数を切り捨てた額), 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 (当該額に 1 円未満の端数が生じたときは, 当該端数を切り捨てた額), 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 (当該額に 1 円未満の端数が生じたときは, 当該端数を切り捨てた額) 及び一般管理費の額に 100 分の 68 を乗じて得た額 (当該額に 1 円未満の端数が生じたときは, 当該端数を切り捨てた額) を合計した額

(2) コンサルタント業等 次に掲げる区分に応じ, それぞれ定める額

ア 測量 直接測量費, 測量調査費及び諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額 (当該額に 1 円未満の端数が生じたときは, 当該端数を切り捨てた額) を合計した額

イ 土木関係建設コンサルタント 直接人件費, 直接経費及びその他の原

得た額 (1 円未満切捨て), 現場管理費の額に直接工事費の額の 100 分の 20 の額を加えた額に 100 分の 90 を乗じて得た額 (1 円未満切捨て) 及び一般管理費の額に 100 分の 68 を乗じて得た額 (1 円未満切捨て) を合計した額

ウ ア及びイに掲げる工事以外の工事 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額 (1 円未満切捨て), 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 (1 円未満切捨て), 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額 (1 円未満切捨て) 及び一般管理費の額に 100 分の 68 を乗じて得た額 (1 円未満切捨て) を合計した額

(2) コンサルタント業等 次に掲げる区分に応じ, それぞれ定める額

ア 測量 直接測量費, 測量調査費及び諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 (1 円未満切捨て) を合計した額

イ 土木関係建設コンサルタント 直接人件費, 直接経費及びその他の原

価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（技術経費を基に算定することが適当であるときは、技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額）（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額（諸経費を基に算定することが適当であるときは、諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額）（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を合計した額

ウ 建築関係建設コンサルタント 直接人件費、特別経費及び技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を合計した額

エ 補償関係建設コンサルタント 直接人件費、直接経費及びその他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び一般管理費の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を合計した額

オ 地質調査 直接調査費の額及び間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額（当該額に

価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）及び一般管理費に 10 分の 5 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）を合計した額

ウ 建築関係建設コンサルタント 直接人件費、特別経費及び技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）及び諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）を合計した額

エ 補償関係建設コンサルタント 直接人件費、直接経費及びその他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）及び一般管理費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）を合計した額

オ 地質調査 直接調査費の額及び間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）及び解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額（1 円未満切捨て）及び諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得

1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）及び諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）を合計した額

カ アからオまでに掲げるコンサルタント業等以外のコンサルタント業等
予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8 の範囲内で適時定めた割合

2 次の各号のいずれかに該当する場合の最低制限価格は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該額を切り捨てた額）とする。

(1) 見積り等に基づき予定価格を算定する工事の最低制限価格基礎額が次のいずれかに該当する場合 それぞれに定める額

ア 見積り等に基づき定める額に 10 分の 9.2 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額

イ 見積り等に基づき定める額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

(2) 見積り等に基づき予定価格を算定する工事以外の工事の最低制限価格基礎額が次のいずれかに該当する場合 それぞれに定める額

た額（1 円未満切捨て）を合計した額

(削除 第 4 条の 2 第 2 項(5)へ移動)

2 次の各号のいずれかに該当する場合の最低制限基礎額は、前項の規定にかかわらず、予定価格の 110 分の 100 に相当する額に当該各号に定める範囲内で契約検査課長が定めた割合を乗じて得た額（1 円未満切捨て）に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。

(1) 見積り等に基づき予定価格を算出した工事 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2

(削除 第 4 条第 2 項(1)へ移動)

ア 直接工事費, 共通仮設費, 現場管理費及び一般管理費を合計した額(以下「直接工事費等合計額」という。)に10分の9.2を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは, 当該端数を切り捨てた額。)を超える場合 当該額に相当する額

イ 直接工事費等合計額に10分の7.5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは, 当該端数を切り捨てた額)未満の場合 当該額に相当する額

(3) 見積り等に基づき予定価格を算定するコンサルタント業等の最低制限価格基礎額が, 次のいずれかに該当する場合 それぞれ定める額

ア 土木関係建設コンサルタント, 建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント等の最低制限価格基礎額が予定価格に10分の8を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは, 当該端数を切り捨てた額)以上である場合当該額に相当する額

イ 土木関係建設コンサルタント, 建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント等の最低制限価格基礎額が予定価格に10分の6を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは, 当該端数を切り捨てた額)未満の場合 当該額に相当する額

ウ 地質調査の最低制限価格基礎額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは, 当該端数を切り捨てた額)以上である場合 当該額に相当する額

(2) 見積り等に基づき予定価格を算出した土木関係建設コンサルタント, 建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント 10分の6から10分の8.1

(3) 見積り等に基づき予定価格を算出した地質調査 3分の2から10分の8.5

エ 地質調査の最低制限価格基礎額が予定価格に3分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

オ 測量の最低制限価格基礎額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額

カ 測量の最低制限価格基礎額が予定価格に10分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

(4) 見積り等に基づき予定価格を算定するコンサルタント業等以外のコンサルタント業等の最低制限価格基礎額が、次のいずれかに該当する場合 それぞれ定める額

ア 土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント等の最低制限価格基礎額が予定価格に10分の8を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額

イ 土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタント等の最低制限価格基礎額が予定価格に10分の6を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

(4) 見積り等に基づき予定価格を算出した測量 10分の6から10分の8.2

(削除 第4条第2項(2)～(4)へ移動)

ウ 地質調査の最低制限価格基礎額が予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額

エ 地質調査の最低制限価格基礎額が予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

オ 測定の最低制限価格基礎額が予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以上である場合 当該額に相当する額

カ 測定の最低制限価格基礎額が予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）未満の場合 当該額に相当する額

（ランダム係数の決定）

第 4 条の 2 ランダム係数は、あらかじめ決定し、保存しておかなければならない。

(2) (略)

(5) (2) から (4) までに掲げるコンサルタント業以外のコンサルタント業務
10 分の 6 から 10 分の 8.1

（ランダム係数の決定）

第 4 条の 3 ランダム係数は、あらかじめ決定し、保存しておかなければならない。

(2) (略)

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条、第4条及び第4条の2の規定は、令和7年1月1日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をする入札に係る最低制限価格については、なお従前の例による。